

## 監事の監査報告書

令和元年6月17日

公立大学法人奈良県立大学  
理事長 北岡 伸一 殿

公立大学法人奈良県立大学

監事 山田 陽彦 ㊟

監事 板戸 史朗 ㊟

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第4期事業年度における業務の執行を監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

### 記

#### 1 監査方法の概要

理事会に出席するほか、重要な書類等を閲覧し、また、法人職員等から業務運営の報告を聴取し、各業務の担当責任者等から執行状況の説明を受けるとともに、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について説明を受け、検討を加えました。

#### 2 監査の結果

- (1) 財務諸表は、財政状態・運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく表示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (6) 理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。なお、理事と法人間の利益相反取引は認められない。

以 上